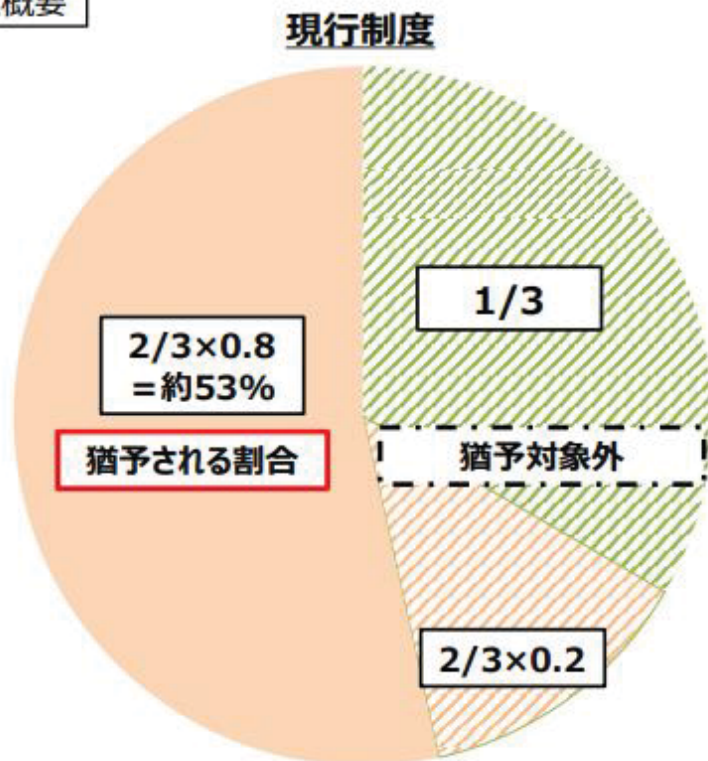


中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制①対象株式数上限等の撤廃)

(相続税・贈与税)

- 現行制度では、先代経営者から贈与/相続により取得した非上場株式等のうち、議決権株式総数の**2/3に達する部分まで**の株式等が対象（贈与/相続前から後継者が既に保有していた部分は対象外）。例えば、**相続税の場合、猶予割合は80%**であるため、猶予されるのは $2/3 \times 80\% = \text{約}53\%$ のみ。
- **対象株式数の上限を撤廃**（ $2/3 \rightarrow 3/3$ ）、**猶予割合を100%に拡大**することで、**事業承継時の贈与税・相続税の現金負担をゼロ**にする。

改正概要



現行制度

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の**2/3まで**であり、相続税の納税猶予割合は**80%**。そのため、実際に猶予される額は全体の約53%にとどまる



改正後

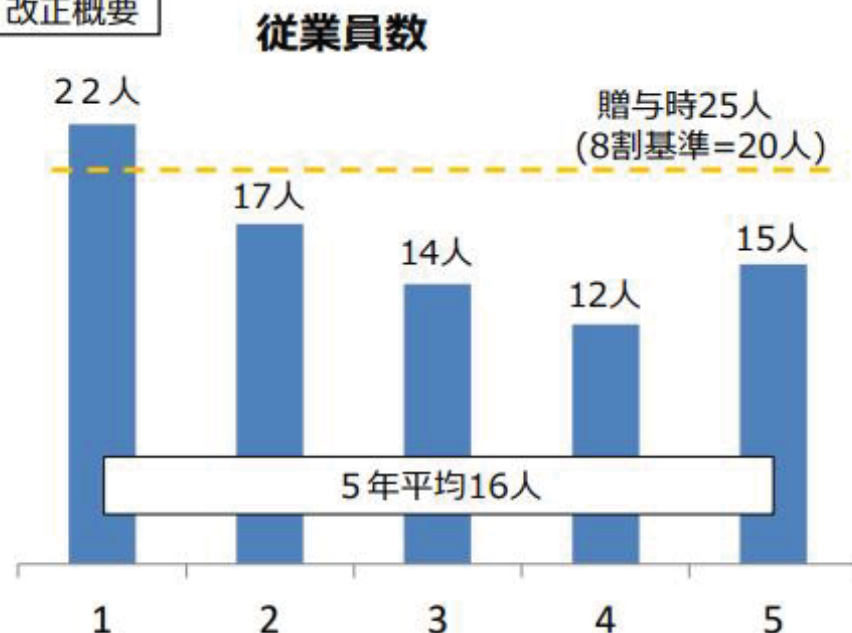
・対象株式数の上限を撤廃し**議決権株式の全てを猶予対象とする。**
・**猶予割合を100%に拡大。**
⇒事業承継に係る金銭負担は**ゼロ**となる

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制②雇用要件の抜本的見直し)

(相続税・贈与税)

- 現行制度では、事業承継後 **5年間平均で、雇用の8割を維持**することが求められている。仮に雇用8割を維持出来なかった場合には、**猶予された贈与税・相続税の全額を納付**する必要がある。
- 制度利用を躊躇する要因となっている**雇用要件を実質的に撤廃**することにより、**雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能**に。(※雇用維持が出来なかった理由が経営悪化又は正当なものと認められない場合、認定支援機関の指導・助言を受ける必要がある。)

改正概要



現行制度

5年間の雇用平均が8割未達の場合、猶予された税額を全額納付



改正後

5年間の雇用平均が8割未達でも**猶予は継続**
※5年平均8割を満たせなかった場合には理由報告が必要。
経営悪化が原因である場合等には、認定支援機関による指導助言の必要

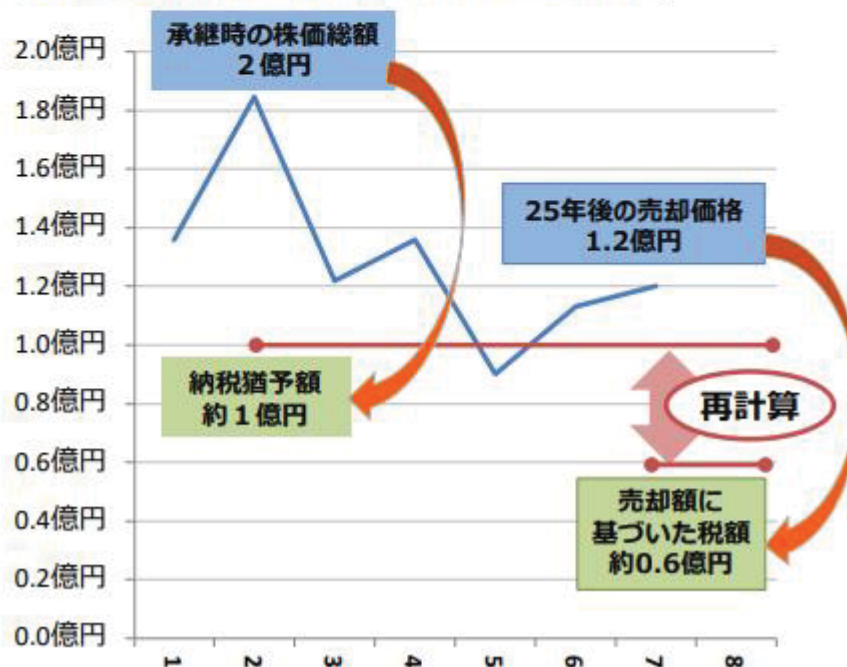
中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制④経営環境変化に応じた減免)

(相続税・贈与税)

- 現行制度では、後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税を納税**するため、**過大な税負担が生じる**。
- 売却額や廃業時の評価額を基に**納税額を再計算**し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との**差額を減免**。**経営環境の変化による将来の不安を軽減**。

制度概要

X社の株価総額の推移 (イメージ図)



現行制度

事業承継時の株価を元に贈与税額・相続税額を算定し、猶予取消しとなった場合には、その贈与税額・相続税額を納税する必要がある



改正後

経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、事業承継時の価額と差額が生じているときは、売却・廃業時の株価を基に**納税額を再計算**し、**減免可能**とすることで**将来不安を軽減**

